【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月20日
【計算期間】	第35期（自　2022年9月21日　至　2023年3月20日）
【ファンド名】	ＧＳ日本株式インデックス・プラス
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　金山　悦子（旧姓　小林）
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部　　山﨑　誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて日本の上場株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型 （　）

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
・国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （　） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
・その他資産（投資信託証券（株式））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
・日本・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンを含むことがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み　2.ファンドの関係法人　①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務　c．受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

＜ファンドのポイント＞

１．　ベンチマーク＊(評価基準)であるTOPIX(東証株価指数)(配当込み)(注)との連動性を維持しながら、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することをめざします。

(注) 投資対象資産から配当を受け取っている本ファンドの運用実態により即したベンチマークとするため、2023年7月1日より、本ファンドのベンチマークを「TOPIX（東証株価指数）（配当なし）」から「TOPIX（東証株価指数）（配当込み）」に変更します。

２．　多様な視点から銘柄を評価することにより、さまざまな市場局面でも安定した付加価値の獲得を追求します。

・日本株式市場全体から広く中長期の成長機会を捉えます。

・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて銘柄選択を行います。

＊ ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用を、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（投資顧問会社。以下「ＧＳＡＭニューヨーク」といいます。）に委託します。ＧＳＡＭニューヨークは運用の権限の委託を受けて、日本株式の運用を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

＜ファンドの特徴＞

GS	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用を行います。
日本株式	日本株式市場に広く分散投資します。
インデックス	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマーク(評価基準)とします。
プラス	長期的にTOPIXを上回る運用成果をめざします。*

＊本ファンドは、ベンチマークであるTOPIXを上回る運用成果をめざしますが、必ずしもTOPIXを上回る運用成果が保証されるわけではなく、実際の運用成果がTOPIXを下回ることもあります。

TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

＜ファンドの運用方法＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルではビッグデータ等の情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体にわたる本ファンドの運用に適した運用手法であると考えます。

＜投資プロセス＞

最新のビッグデータや伝統的な市場・業績データ等をもとに、モメンタム（Ｍｏｍｅｎｔｕｍ）・バリュー（Ｖａｌｕｅ）・収益性（Ｐｒｏｆｉｔａｂｉｌｉｔｙ）の投資テーマを通じた数百もの評価基準（ＭＶＰモデル）に基づき、投資対象候補銘柄すべての投資魅力度を総合的に評価した上で、ポートフォリオの最適化を図ります。

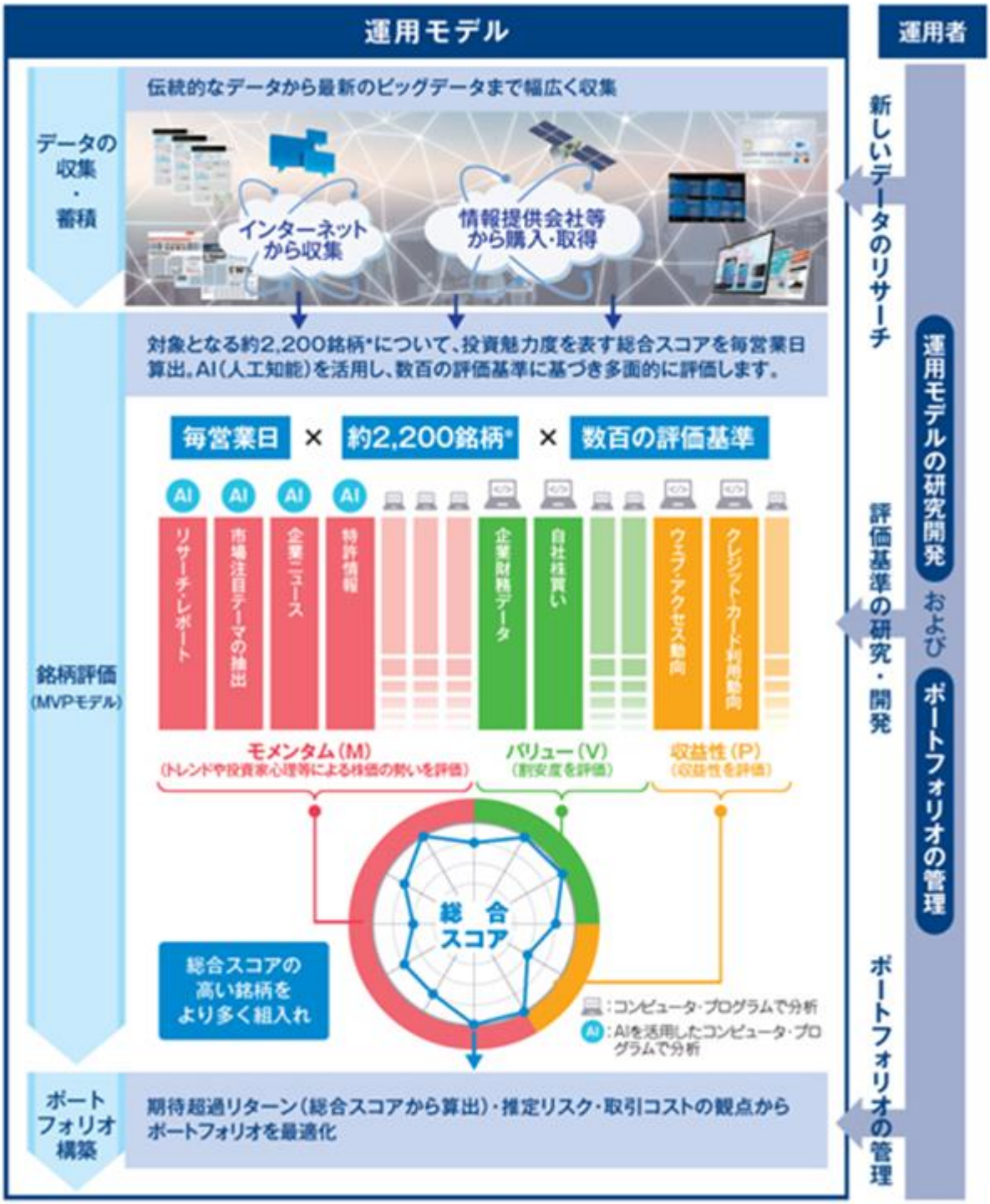

＊2023年3月末現在

上記は現行モデルに基づくものであり、運用モデルの改良・更新は継続的に行われております。上記の投資プロセスは変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。上記は概念図であり、実際の評価の割合等とは異なることがあります。

（２）【ファンドの沿革】

2005年10月3日	本ファンドの信託設定日および運用開始日
（1999年7月30日	マザーファンドの信託設定日および運用開始日）
2023年 7月1日	本ファンドのベンチマークを「TOPIX(東証株価指数)(配当なし)」から「TOPIX(東証株価指数)(配当込み)」に変更（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ｂ．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

ｃ．受託会社（三井住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

ｄ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンドの関係法人

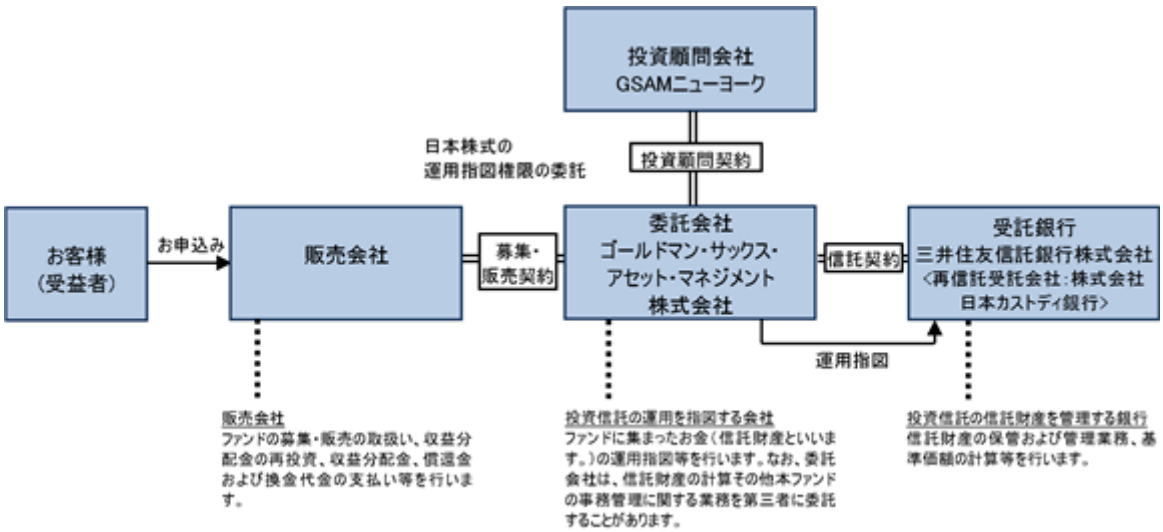

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2022年12月末現在、グループ全体で2兆2,983億米ドル（約304兆円＊）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2022年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝132.70円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です（本書提出日現在）。

ｂ．沿革

1996年２月６日	会社設立
2002年４月１日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更
2023年７月１日	ＮＮインベストメント・パートナーズ株式会社と合併（予定）

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- 本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。
- 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。株式への実質投資割合(マザーファンドおよび本ファンドでの現物投資および有価証券先物取引等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。
- TOPIX（配当なし）を運用上のベンチマークとし、ベンチマークの動きからのかい離を抑制しつつ、ベンチマークを上回る収益を安定的に獲得することを目的とします。ただし、2023年7月1日以降はTOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとします。(注)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて銘柄選択を行うことにより、グロース相場、バリュー相場といったさまざまな市場局面においても安定した付加価値の獲得を追求します。
- 投資状況に応じ、マザーファンドと同様に株式等への直接の投資により運用を行うこともあります。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(注) 投資対象資産から配当を受け取っており、運用の実態により即したベンチマークとするため、「TOPIX（配当なし）」から「TOPIX（東証株価指数）（配当込み）」に変更します。

c．マザーファンドの運用方針

- 計量分析を通じた投資対象のリターン予測を行うと同時に、ベンチマークTOPIX(東証株価指数)(配当込み)に対するポートフォリオのリターン・リスク特性の最適化プロセスを経ることによってリスク管理し、安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- 国内の株式を主要投資対象とし、株式の組入比率は原則としてフル・インベストメントとします。
- 個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックスが独自に開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を独自の計量モデルに取り込むことにより魅力的な銘柄を発掘し、ベンチマークからのかい離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化をめざします。
- 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行なうことがあります。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。)

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第２号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

15．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

19．外国法人が発行する譲渡性預金証書

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

22．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23．抵当証券(金融商品取引法第2条第１項第16号で定めるものをいいます。)

なお、１．の証券または証書、13．ならびに18．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および13．ならびに18．の証券または証書のうち２．から６．までの証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．の証券および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし６．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
２．信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすること。
３．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
４．信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
５．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、日本の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびに日本の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
６．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
７．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
８．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。

９．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

受託銀行は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託銀行および受託銀行の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。）、信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託銀行における他の信託財産との間で、上記(a)および(b)に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。かかる取扱いは、本(d)その他信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

（３）【運用体制】

ａ．組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

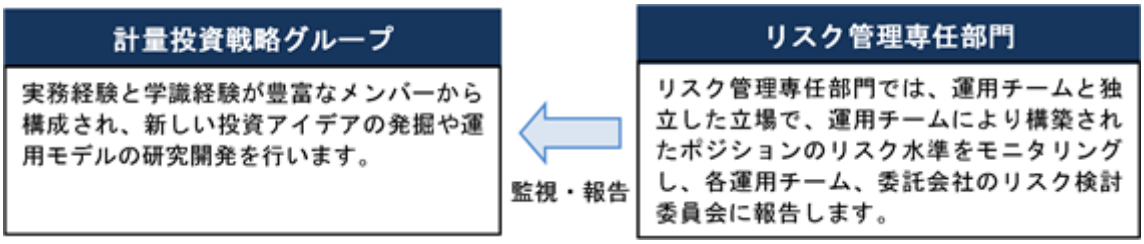

（注１）　リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）　上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

ｂ．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

ｃ．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年３月20日および９月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

②　分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（１万口＝１万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

③　収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※　分配金受取りコースの場合、分配金は、原則として計算期間終了日から起算して５営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

※　分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。なお、確定拠出年金にかかる運用の場合には、適用される税制にしたがい再投資されます。

※　分配金再投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

＜収益分配金に関わる留意点＞

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

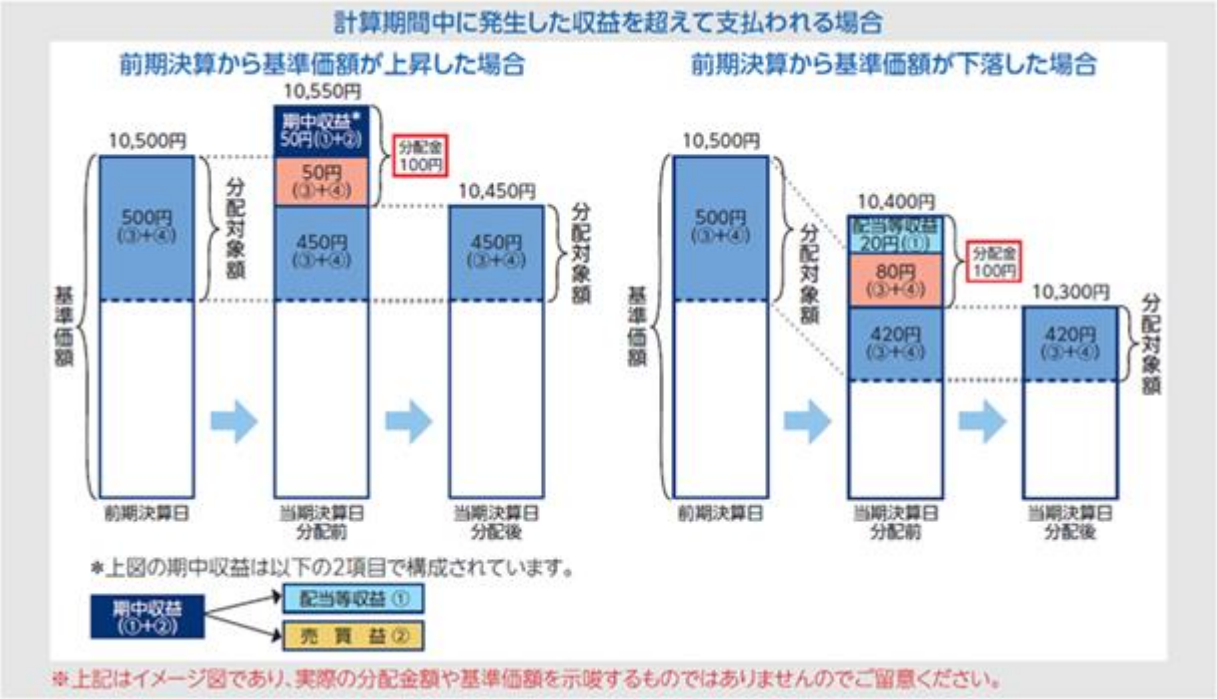

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

２．新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

３．外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。

４．株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

５．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

６．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

７．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．信用取引の指図および範囲（信託約款第27条）

信用取引の指図は、売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

２．有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売り付けにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

３．有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第29条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

４．スワップ取引の運用指図（信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

５．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第32条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

６．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第33条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の50％を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

７．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第35条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

８．外国為替予約の運用指図（信託約款第36条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

９．資金の借入れ（信託約款第43条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

１．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

２．株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

３．アクティブ運用に関するリスク

本ファンドは、いわゆるインデックス・ファンドではなく、ベンチマークとの連動性を維持しながらも、付加価値の追求をめざしてアクティブ運用を行うため、本ファンドの実際の運用成果は、ベンチマークを下回ることがあります。

４．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、 本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) ベンチマーク（評価基準）に関わる留意点

本ファンドは、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(注)をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(注) 投資対象資産から配当を受け取っている本ファンドの運用実態により即したベンチマークとするため、2023年7月1日より、本ファンドのベンチマークを「TOPIX（東証株価指数）（配当なし）」から「TOPIX（東証株価指数）（配当込み）」に変更します。

(g) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託財産の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(h) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年６月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30％の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年６月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30％の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

１．受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

２．FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を１年に一度IRSに報告すること

３．特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30％の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注１）　リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）　上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

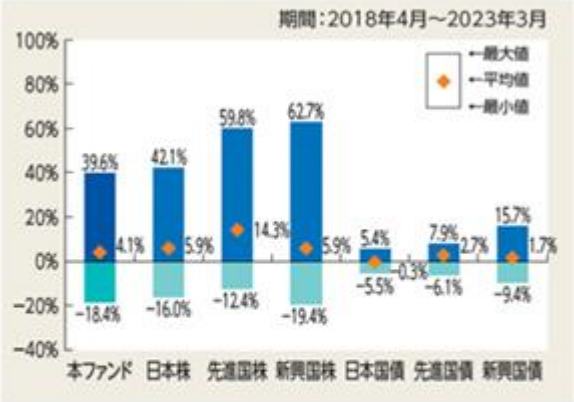

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 各資産クラスの指数

日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガンGBI-エマージング・マーケッツ・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

(a) 2.75%（税抜2.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) 分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.1%（税抜1%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成　等	年率0.495%（税抜0.45%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.55%（税抜0.5%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行　等	年率0.055%（税抜0.05%）

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（4）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。
ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合＊1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%＊2
換金時 （解約請求による場合）	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2

＊１　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
＊２　詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。
元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。
なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。
また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAの非課税期間内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により総合課税（配当控除の適用あり）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2023年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	5,623,941,407	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△1,819,408	△0.03
合計（純資産総額）	―	5,622,121,999	100.00

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報
＜日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド＞

（2023年３月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	8,237,497,640	96.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	310,176,208	3.63
合計（純資産総額）	―	8,547,673,848	100.00

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2023年３月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド	2,085,799,580	2.5607	5,341,198,645	2.6963	5,623,941,407	100.03

種類別及び業種別投資比率

（2023年３月31日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド＞

（2023年３月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	135,600	1,767.00	239,605,200	1,880.00	254,928,000	2.98
2	日本	株式	三菱商事	卸売業	39,500	4,598.00	181,621,000	4,751.00	187,664,500	2.20
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	51,800	3,308.00	171,354,400	3,510.00	181,818,000	2.13
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	44,600	3,992.00	178,043,200	3,962.00	176,705,200	2.07
5	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	13,500	11,560.00	156,060,000	11,985.00	161,797,500	1.89
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	9,300	15,766.66	146,630,000	16,040.00	149,172,000	1.75
7	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	50,100	2,703.50	135,445,350	2,798.00	140,179,800	1.64
8	日本	株式	小松製作所	機械	42,500	3,129.00	132,982,500	3,277.00	139,272,500	1.63
9	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	72,300	1,833.37	132,553,203	1,883.00	136,140,900	1.59
10	日本	株式	富士通	電気機器	7,300	18,130.00	132,349,000	17,835.00	130,195,500	1.52
11	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	40,800	2,956.50	120,625,200	3,120.00	127,296,000	1.49
12	日本	株式	住友商事	卸売業	53,900	2,226.00	119,981,400	2,341.00	126,179,900	1.48
13	日本	株式	オリックス	その他金融業	57,800	2,108.50	121,871,300	2,176.50	125,801,700	1.47
14	日本	株式	三井不動産	不動産業	49,000	2,404.50	117,820,500	2,484.00	121,716,000	1.42
15	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	28,900	4,064.00	117,449,600	4,093.00	118,287,700	1.38
16	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	28,000	3,918.00	109,704,000	4,203.00	117,684,000	1.38
17	日本	株式	凸版印刷	その他製品	43,300	2,503.00	108,379,900	2,665.00	115,394,500	1.35
18	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	7,100	15,415.00	109,446,500	15,810.00	112,251,000	1.31
19	日本	株式	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	電気機器	9,600	10,960.00	105,216,000	11,650.00	111,840,000	1.31
20	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	21,500	4,851.00	104,296,500	5,182.00	111,413,000	1.30
21	日本	株式	堀場製作所	電気機器	13,900	7,520.00	104,528,000	7,910.00	109,949,000	1.29
22	日本	株式	三菱重工業	機械	22,500	4,478.00	100,755,000	4,876.00	109,710,000	1.28
23	日本	株式	スズキ	輸送用機器	22,800	4,504.39	102,700,314	4,804.00	109,531,200	1.28
24	日本	株式	信越化学工業	化学	25,500	3,980.00	101,490,000	4,275.00	109,012,500	1.28
25	日本	株式	東芝	電気機器	24,300	4,194.00	101,914,200	4,445.00	108,013,500	1.26
26	日本	株式	Ｊ．フロント　リテイリング	小売業	79,600	1,218.00	96,952,800	1,322.00	105,231,200	1.23
27	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	40,200	2,500.00	100,500,000	2,496.00	100,339,200	1.17
28	日本	株式	参天製薬	医薬品	88,400	1,083.00	95,737,200	1,130.00	99,892,000	1.17
29	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	36,100	2,639.00	95,267,900	2,736.00	98,769,600	1.16
30	日本	株式	平和	機械	37,000	2,481.00	91,797,000	2,629.00	97,273,000	1.14

種類別及び業種別投資比率

（2023年３月31日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	2.15
		食料品	3.26
		繊維製品	0.76
		化学	3.90
		医薬品	6.63
		ガラス・土石製品	1.86
		鉄鋼	2.87
		非鉄金属	1.00
		金属製品	2.20
		機械	7.94
		電気機器	13.31
		輸送用機器	7.84
		精密機器	1.18
		その他製品	2.94
		電気・ガス業	2.89
		陸運業	2.23
		海運業	1.25
		倉庫・運輸関連業	0.67
		情報・通信業	8.13
		卸売業	6.17
		小売業	4.01
		銀行業	3.37
		証券、商品先物取引業	1.08
		保険業	0.66
		その他金融業	3.52
		不動産業	1.65
		サービス業	2.90
合計			96.37

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

（2023年３月31日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド＞

（2023年３月31日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（2023年３月31日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド＞

有価証券先物取引等

（2023年３月31日現在）

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪証券取引所	東証株価指数先物	買建	7	日本円	134,941,986	140,245,000	1.64

（注１）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）　評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年３月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第16計算期間末　（2013年９月20日）	14,116	14,125	0.7819	0.7824
第17計算期間末　（2014年３月20日）	11,649	11,657	0.7314	0.7319
第18計算期間末　（2014年９月22日）	12,551	12,558	0.8554	0.8559
第19計算期間末　（2015年３月20日）	12,178	12,184	0.9944	0.9949
第20計算期間末　（2015年９月24日）	9,307	9,312	0.9239	0.9244
第21計算期間末　（2016年３月22日）	8,892	8,896	0.9120	0.9125
第22計算期間末　（2016年９月20日）	8,202	8,206	0.8661	0.8666
第23計算期間末　（2017年３月21日）	8,547	8,551	1.0608	1.0613
第24計算期間末　（2017年９月20日）	7,521	7,886	1.0827	1.1352
第25計算期間末　（2018年３月20日）	6,509	6,878	1.0586	1.1186
第26計算期間末　（2018年９月20日）	6,529	6,727	1.0712	1.1037
第27計算期間末　（2019年３月20日）	5,800	5,803	0.9604	0.9609
第28計算期間末　（2019年９月20日）	5,676	5,679	0.9608	0.9613
第29計算期間末　（2020年３月23日）	4,086	4,089	0.7381	0.7386
第30計算期間末　（2020年９月23日）	5,255	5,258	0.9573	0.9578
第31計算期間末　（2021年３月22日）	5,607	5,864	1.1132	1.1642
第32計算期間末　（2021年９月21日）	5,441	5,690	1.0919	1.1419
第33計算期間末　（2022年３月22日）	5,327	5,423	1.0496	1.0686
第34計算期間末　（2022年９月20日）	5,269	5,426	1.0381	1.0691
第35計算期間末　（2023年３月20日）	5,241	5,391	1.0112	1.0402
2022年３月末日	5,440	－	1.0617	－
４月末日	5,315	－	1.0383	－
５月末日	5,416	－	1.0576	－
６月末日	5,314	－	1.0357	－
７月末日	5,380	－	1.0567	－
８月末日	5,452	－	1.0765	－
９月末日	5,128	－	0.9896	－
10月末日	5,359	－	1.0333	－
11月末日	5,490	－	1.0643	－
12月末日	5,258	－	1.0160	－
2023年１月末日	5,453	－	1.0520	－
２月末日	5,562	－	1.0770	－
３月末日	5,622	－	1.0644	－

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第16計算期間	2013年３月22日～2013年９月20日	0.0005
第17計算期間	2013年９月21日～2014年３月20日	0.0005
第18計算期間	2014年３月21日～2014年９月22日	0.0005
第19計算期間	2014年９月23日～2015年３月20日	0.0005
第20計算期間	2015年３月21日～2015年９月24日	0.0005
第21計算期間	2015年９月25日～2016年３月22日	0.0005
第22計算期間	2016年３月23日～2016年９月20日	0.0005
第23計算期間	2016年９月21日～2017年３月21日	0.0005
第24計算期間	2017年３月22日～2017年９月20日	0.0525
第25計算期間	2017年９月21日～2018年３月20日	0.0600
第26計算期間	2018年３月21日～2018年９月20日	0.0325
第27計算期間	2018年９月21日～2019年３月20日	0.0005
第28計算期間	2019年３月21日～2019年９月20日	0.0005
第29計算期間	2019年９月21日～2020年３月23日	0.0005
第30計算期間	2020年３月24日～2020年９月23日	0.0005
第31計算期間	2020年９月24日～2021年３月22日	0.0510
第32計算期間	2021年３月23日～2021年９月21日	0.0500
第33計算期間	2021年９月22日～2022年３月22日	0.0190
第34計算期間	2022年３月23日～2022年９月20日	0.0310
第35計算期間	2022年９月21日～2023年３月20日	0.0290

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第16計算期間	2013年３月22日～2013年９月20日	16.7
第17計算期間	2013年９月21日～2014年３月20日	△6.4
第18計算期間	2014年３月21日～2014年９月22日	17.0
第19計算期間	2014年９月23日～2015年３月20日	16.3
第20計算期間	2015年３月21日～2015年９月24日	△7.0
第21計算期間	2015年９月25日～2016年３月22日	△1.2
第22計算期間	2016年３月23日～2016年９月20日	△5.0
第23計算期間	2016年９月21日～2017年３月21日	22.5
第24計算期間	2017年３月22日～2017年９月20日	7.0
第25計算期間	2017年９月21日～2018年３月20日	3.3
第26計算期間	2018年３月21日～2018年９月20日	4.3
第27計算期間	2018年９月21日～2019年３月20日	△10.3
第28計算期間	2019年３月21日～2019年９月20日	0.1
第29計算期間	2019年９月21日～2020年３月23日	△23.1
第30計算期間	2020年３月24日～2020年９月23日	29.8
第31計算期間	2020年９月24日～2021年３月22日	21.6
第32計算期間	2021年３月23日～2021年９月21日	2.6
第33計算期間	2021年９月22日～2022年３月22日	△2.1
第34計算期間	2022年３月23日～2022年９月20日	1.9
第35計算期間	2022年９月21日～2023年３月20日	0.2

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第16計算期間	2013年３月22日～2013年９月20日	2,050,112,532	2,814,563,457	18,053,984,977
第17計算期間	2013年９月21日～2014年３月20日	1,306,694,148	3,432,211,496	15,928,467,629
第18計算期間	2014年３月21日～2014年９月22日	362,551,011	1,617,557,145	14,673,461,495
第19計算期間	2014年９月23日～2015年３月20日	240,927,749	2,667,436,507	12,246,952,737
第20計算期間	2015年３月21日～2015年９月24日	322,568,662	2,495,340,062	10,074,181,337
第21計算期間	2015年９月25日～2016年３月22日	244,340,808	568,251,565	9,750,270,580
第22計算期間	2016年３月23日～2016年９月20日	161,094,522	441,237,128	9,470,127,974
第23計算期間	2016年９月21日～2017年３月21日	129,785,187	1,542,637,098	8,057,276,063
第24計算期間	2017年３月22日～2017年９月20日	103,569,468	1,214,329,414	6,946,516,117
第25計算期間	2017年９月21日～2018年３月20日	321,987,215	1,119,551,241	6,148,952,091
第26計算期間	2018年３月21日～2018年９月20日	308,510,461	362,388,899	6,095,073,653
第27計算期間	2018年９月21日～2019年３月20日	222,075,898	277,797,411	6,039,352,140
第28計算期間	2019年３月21日～2019年９月20日	103,698,635	235,062,743	5,907,988,032
第29計算期間	2019年９月21日～2020年３月23日	115,763,248	487,539,357	5,536,211,923
第30計算期間	2020年３月24日～2020年９月23日	117,196,781	162,948,964	5,490,459,740
第31計算期間	2020年９月24日～2021年３月22日	85,307,785	538,813,425	5,036,954,100
第32計算期間	2021年３月23日～2021年９月21日	204,294,992	257,838,346	4,983,410,746
第33計算期間	2021年９月22日～2022年３月22日	287,498,312	195,093,091	5,075,815,967
第34計算期間	2022年３月23日～2022年９月20日	284,803,995	284,940,235	5,075,679,727
第35計算期間	2022年９月21日～2023年３月20日	301,164,486	193,727,931	5,183,116,282

（参考）運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

2013年4月1日～2023年3月31日

基準価額・純資産総額

基準価額	10,644円
純資産総額	56.2億円

期間別騰落率
(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	1.66%
3ヵ月	7.77%
6ヵ月	10.64%
1年	6.21%
3年	52.79%
5年	21.14%
設定来	66.38%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	21/3/22	21/9/21	22/3/22	22/9/20	23/3/20	設定来累計
分配金	510円	500円	190円	310円	290円	4,845円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

組入上位銘柄

	銘柄名	市場	業種	比率
1	トヨタ自動車	プライム市場	輸送用機器	3.0%
2	三菱商事	プライム市場	卸売業	2.2%
3	本田技研工業	プライム市場	輸送用機器	2.1%
4	日本電信電話	プライム市場	情報・通信業	2.1%
5	ソニーグループ	プライム市場	電気機器	1.9%
6	東京エレクトロン	プライム市場	電気機器	1.7%
7	日本たばこ産業	プライム市場	食料品	1.6%
8	小松製作所	プライム市場	機械	1.6%
9	アステラス製薬	プライム市場	医薬品	1.6%
10	富士通	プライム市場	電気機器	1.5%

上位10業種

	業種名	比率
1	電気機器	13.3%
2	情報・通信業	8.1%
3	機械	7.9%
4	輸送用機器	7.8%
5	医薬品	6.6%
6	卸売業	6.2%
7	小売業	4.0%
8	化学	3.9%
9	その他金融業	3.5%
10	銀行業	3.4%

年間収益率の推移

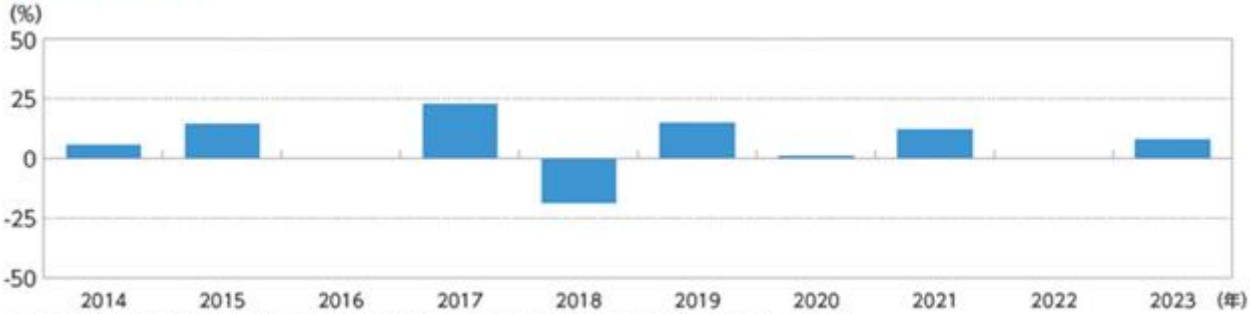

●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後３時＊までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊　販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金受取りコース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「分配金再投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、分配金再投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

(4) お買付単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後３時＊までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊　販売会社によっては午後３時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。手取り額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、１顧客１日当たり３億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) また、信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　(5)　その他　ｂ．約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第２　管理及び運営　３　資産管理等の概要　(5)その他　ａ．信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「インプラ」）。年２回（３月および９月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2005年10月３日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)　その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年３月21日から９月20日までおよび９月21日から翌年３月20日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は2005年10月３日から2006年３月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることが

できます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｂ．約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

ｃ．反対者の買取請求権

上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記ａ．または上記ｂ．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

ｄ．関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

ｅ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

・ 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
・ 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
・ 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
・ 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

・ 信託財産の保存に係る業務
・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
・ 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g. において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として５営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、分配金再投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として５営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第２　管理及び手続等　２　換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（分配金受取りコースの場合）および交付開始前（分配金再投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第２　管理及び手続等　２　換金（解約）手続等」をご覧ください。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
(2) 本ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。
(3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第35期計算期間（2022年９月21日から2023年３月20日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＧＳ日本株式インデックス・プラス】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34期 (2022年９月20日現在)	第35期 (2023年３月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,456,411,026	5,421,378,080
未収入金	9,592,711	3,974,590
流動資産合計	5,466,003,737	5,425,352,670
資産合計	5,466,003,737	5,425,352,670
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	157,346,071	150,310,372
未払解約金	9,592,711	3,974,590
未払受託者報酬	1,471,513	1,467,397
未払委託者報酬	27,958,754	27,880,478
その他未払費用	580,398	600,530
流動負債合計	196,949,447	184,233,367
負債合計	196,949,447	184,233,367
純資産の部		
元本等		
元本	5,075,679,727	5,183,116,282
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,374,563	58,003,021
（分配準備積立金）	947,464,855	811,665,929
元本等合計	5,269,054,290	5,241,119,303
純資産合計	5,269,054,290	5,241,119,303
負債純資産合計	5,466,003,737	5,425,352,670

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第34期 自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	第35期 自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	131,786,982	42,357,963
営業収益合計	131,786,982	42,357,963
営業費用		
受託者報酬	1,471,513	1,467,397
委託者報酬	27,958,754	27,880,478
その他費用	580,398	600,530
営業費用合計	30,010,665	29,948,405
営業利益又は営業損失（△）	101,776,317	12,409,558
経常利益又は経常損失（△）	101,776,317	12,409,558
当期純利益又は当期純損失（△）	101,776,317	12,409,558
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,128,629	2,142,260
期首剰余金又は期首欠損金（△）	251,542,396	193,374,563
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,597,581	12,004,412
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,597,581	12,004,412
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,067,031	7,332,880
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,067,031	7,332,880
分配金	157,346,071	150,310,372
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,374,563	58,003,021

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第34期 自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	第35期 自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 2022年３月20日及びその翌日が休業日のため、当計算期間期首は2022年３月23日としております。	――――――

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第34期 (2022年９月20日現在)	第35期 (2023年３月20日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	5,075,815,967円	5,075,679,727円
期中追加設定元本額	284,803,995円	301,164,486円
期中一部解約元本額	284,940,235円	193,727,931円
２．受益権の総数	5,075,679,727口	5,183,116,282口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第34期 自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	第35期 自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	74,434,522円	49,359,787円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	652,446,686円	722,993,428円
分配準備積立金額	1,030,376,404円	912,616,514円
本ファンドの分配対象収益額	1,757,257,612円	1,684,969,729円
本ファンドの期末残存口数	5,075,679,727口	5,183,116,282口
10,000口当たり収益分配対象額	3,462円	3,250円
10,000口当たり分配金額	310円	290円
収益分配金金額	157,346,071円	150,310,372円

（注）　上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第34期 自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	第35期 自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

II　金融商品の時価等に関する事項

区分	第34期 自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	第35期 自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第34期 (2022年９月20日現在)	第35期 (2023年３月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	139,547,168	48,886,852
合計	139,547,168	48,886,852

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第34期 (2022年９月20日現在)	第35期 (2023年３月20日現在)
１口当たり純資産額	1.0381円	1.0112円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド	2,117,064,230	5,421,378,080	―
合計		―	2,117,064,230	5,421,378,080	―

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	(2022年９月20日現在)	(2023年３月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		502,644	116,220
コール・ローン		182,192,273	132,735,700
株式		11,493,670,190	7,873,696,720
派生商品評価勘定		828,476	―
未収入金		373,218,895	205,322,964
未収配当金		9,801,025	22,579,700
差入委託証拠金		11,921,194	6,865,871
流動資産合計		12,072,134,697	8,241,317,175
資産合計		12,072,134,697	8,241,317,175
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		―	156,250
未払金		249,658,717	16,135,849
未払解約金		9,592,711	3,974,590
未払利息		478	311
流動負債合計		259,251,906	20,267,000
負債合計		259,251,906	20,267,000
純資産の部			
元本等			
元本		4,648,083,084	3,210,367,294
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		7,164,799,707	5,010,682,881
元本等合計		11,812,882,791	8,221,050,175
純資産合計		11,812,882,791	8,221,050,175
負債純資産合計		12,072,134,697	8,241,317,175

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	株式 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	先物取引 同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2022年９月20日現在)	(2023年３月20日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	4,787,399,756円	4,648,083,084円
期中追加設定元本額	127,172,114円	122,773,365円
期中一部解約元本額	266,488,786円	1,560,489,155円
期末元本額	4,648,083,084円	3,210,367,294円
元本の内訳		
ＧＳ日本株式インデックス・プラス	2,146,925,448円	2,117,064,230円
グローバル・バランス・ファンド２(適格機関投資家専用)	1,389,783,417円	－円
グローバル・ダイバーシファイドＶＡ(適格機関投資家専用)	214,061,522円	195,990,367円
ＶＡインデックス・プラスＲＨ日本株計量運用ポートフォリオ	897,312,697円	897,312,697円
２．受益権の総数	4,648,083,084口	3,210,367,294口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は株式であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、株式関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	自　2022年３月23日 至　2022年９月20日	自　2022年９月21日 至　2023年３月20日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
	(2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2) 有価証券 同左
	(3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(3) デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2022年９月20日現在）	（2023年３月20日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	235,555,178	△46,822,593
合計	235,555,178	△46,822,593

（注）　当親投資信託の計算期間は、原則として、３月21日から翌年３月20日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	種類	（2022年９月20日現在）				（2023年３月20日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	114,731,524	－	115,560,000	828,476	19,181,250	－	19,025,000	△156,250
合計		114,731,524	－	115,560,000	828,476	19,181,250	－	19,025,000	△156,250

（注）　時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	（2022年９月20日現在）	（2023年３月20日現在）
１口当たり純資産額	2.5415円	2.5608円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

①　有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	東建コーポレーション	1,500	7,440.00	11,160,000	
	大林組	20,100	980.00	19,698,000	
	鹿島建設	3,600	1,553.00	5,590,800	
	大和ハウス工業	18,500	3,036.00	56,166,000	
	日揮ホールディングス	53,700	1,538.00	82,590,600	
	ニップン	4,500	1,643.00	7,393,500	
	中部飼料	4,000	1,020.00	4,080,000	
	コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	16,500	1,358.00	22,407,000	
	伊藤園	10,800	4,245.00	45,846,000	
	日清オイリオグループ	5,300	3,250.00	17,225,000	
	東洋水産	5,700	5,470.00	31,179,000	
	日本たばこ産業	50,100	2,703.50	135,445,350	
	わらべや日洋ホールディングス	4,000	1,739.00	6,956,000	
	ホギメディカル	1,600	3,130.00	5,008,000	
	デサント	15,600	3,935.00	61,386,000	
	クレハ	500	8,150.00	4,075,000	
	信越化学工業	5,100	19,900.00	101,490,000	
	エア・ウォーター	4,600	1,625.00	7,475,000	
	日本酸素ホールディングス	4,600	2,341.00	10,768,600	
	積水化学工業	1,600	1,840.00	2,944,000	
	リケンテクノス	7,000	558.00	3,906,000	
	日本化薬	4,000	1,156.00	4,624,000	
	花王	8,600	5,090.00	43,774,000	
	ニイタカ	12,700	2,035.00	25,844,500	
	日本ペイントホールディングス	6,300	1,194.00	7,522,200	
	富士フイルムホールディングス	8,400	6,441.00	54,104,400	
	マンダム	48,800	1,439.00	70,223,200	
	バルカー	9,800	3,320.00	32,536,000	
	武田薬品工業	6,200	4,291.00	26,604,200	
	アステラス製薬	63,500	1,832.50	116,363,750	
	住友ファーマ	31,600	791.00	24,995,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	塩野義製薬	10,200	5,860.00	59,772,000	
	中外製薬	5,500	3,311.00	18,210,500	
	参天製薬	88,400	1,083.00	95,737,200	
	第一三共	5,100	4,489.00	22,893,900	
	大塚ホールディングス	28,000	3,918.00	109,704,000	
	大正製薬ホールディングス	2,200	5,500.00	12,100,000	
	あすか製薬ホールディングス	5,700	1,127.00	6,423,900	
	ＡＧＣ	12,200	4,750.00	57,950,000	
	日本特殊陶業	36,100	2,639.00	95,267,900	
	日本製鉄	40,800	2,956.50	120,625,200	
	神戸製鋼所	24,500	997.00	24,426,500	
	ＪＦＥホールディングス	13,300	1,568.00	20,854,400	
	山陽特殊製鋼	7,000	2,410.00	16,870,000	
	フジクラ	90,700	876.00	79,453,200	
	宮地エンジニアリンググループ	1,400	3,580.00	5,012,000	
	ＳＵＭＣＯ	26,800	1,886.00	50,544,800	
	ＲＳ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	10,200	3,135.00	31,977,000	
	日本発條	44,700	892.00	39,872,400	
	三益半導体工業	20,400	2,697.00	55,018,800	
	タクマ	43,800	1,275.00	55,845,000	
	オーエスジー	4,000	1,865.00	7,460,000	
	日阪製作所	12,100	885.00	10,708,500	
	小松製作所	42,500	3,129.00	132,982,500	
	住友重機械工業	27,900	3,015.00	84,118,500	
	日立建機	3,700	2,898.00	10,722,600	
	三菱化工機	5,300	2,176.00	11,532,800	
	小森コーポレーション	25,200	970.00	24,444,000	
	タダノ	5,600	961.00	5,381,600	
	平和	37,000	2,481.00	91,797,000	
	ＳＡＮＫＹＯ	6,800	5,250.00	35,700,000	
	マースグループホールディングス	2,000	2,824.00	5,648,000	
	日本トムソン	12,700	555.00	7,048,500	
	イーグル工業	37,700	1,135.00	42,789,500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	日本ピラー工業	2,000	3,515.00	7,030,000	
	日立造船	17,500	854.00	14,945,000	
	三菱重工業	22,500	4,478.00	100,755,000	
	日立製作所	2,700	6,783.00	18,314,100	
	東芝	24,300	4,194.00	101,914,200	
	富士電機	700	4,955.00	3,468,500	
	ＰＨＣホールディングス	35,500	1,396.00	49,558,000	
	芝浦メカトロニクス	200	15,890.00	3,178,000	
	日本電気	7,700	4,850.00	37,345,000	
	富士通	7,300	18,130.00	132,349,000	
	アクセル	2,600	1,648.00	4,284,800	
	能美防災	3,300	1,622.00	5,352,600	
	ソニーグループ	13,500	11,560.00	156,060,000	
	堀場製作所	13,900	7,520.00	104,528,000	
	キーエンス	1,500	60,250.00	90,375,000	
	山一電機	17,100	1,878.00	32,113,800	
	エンプラス	8,100	4,000.00	32,400,000	
	市光工業	6,700	406.00	2,720,200	
	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	9,600	10,960.00	105,216,000	
	キヤノン	3,300	2,857.00	9,428,100	
	リコー	23,400	965.00	22,581,000	
	東京エレクトロン	3,100	47,300.00	146,630,000	
	名村造船所	58,500	316.00	18,486,000	
	トヨタ自動車	135,600	1,767.00	239,605,200	
	ＫＹＢ	5,000	3,665.00	18,325,000	
	本田技研工業	51,800	3,308.00	171,354,400	
	スズキ	17,500	4,452.00	77,910,000	
	ＳＵＢＡＲＵ	39,500	2,006.50	79,256,750	
	ＨＯＹＡ	3,800	14,095.00	53,561,000	
	メニコン	8,000	2,756.00	22,048,000	
	松風	11,300	1,946.00	21,989,800	
	パイロットコーポレーション	3,600	3,940.00	14,184,000	
	凸版印刷	43,300	2,503.00	108,379,900	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	イトーキ	5,200	685.00	3,562,000	
	任天堂	2,700	5,033.00	13,589,100	
	三菱鉛筆	1,100	1,497.00	1,646,700	
	中部電力	23,900	1,387.00	33,149,300	
	四国電力	30,800	719.00	22,145,200	
	東京瓦斯	40,200	2,500.00	100,500,000	
	大阪瓦斯	14,000	2,223.00	31,122,000	
	東邦瓦斯	24,200	2,482.00	60,064,400	
	東海旅客鉄道	7,100	15,415.00	109,446,500	
	鴻池運輸	3,000	1,404.00	4,212,000	
	阪急阪神ホールディングス	1,300	3,845.00	4,998,500	
	山九	800	4,750.00	3,800,000	
	丸全昭和運輸	500	3,045.00	1,522,500	
	福山通運	10,000	3,420.00	34,200,000	
	セイノーホールディングス	8,000	1,419.00	11,352,000	
	ＮＩＰＰＯＮ ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	2,000	7,500.00	15,000,000	
	日本郵船	20,500	3,198.00	65,559,000	
	川崎汽船	6,300	3,115.00	19,624,500	
	明治海運	9,900	601.00	5,949,900	
	飯野海運	10,300	1,020.00	10,506,000	
	日新	8,100	1,996.00	16,167,600	
	三菱倉庫	9,100	3,105.00	28,255,500	
	上組	4,400	2,716.00	11,950,400	
	日鉄ソリューションズ	1,400	3,465.00	4,851,000	
	グリー	22,100	681.00	15,050,100	
	オープンドア	4,300	1,530.00	6,579,000	
	オークネット	900	1,559.00	1,403,100	
	プロトコーポレーション	2,900	1,158.00	3,358,200	
	野村総合研究所	16,100	2,959.00	47,639,900	
	オービック	4,400	20,420.00	89,848,000	
	ウェザーニューズ	500	6,570.00	3,285,000	
	日本テレビホールディングス	3,000	1,114.00	3,342,000	
	日本電信電話	44,600	3,992.00	178,043,200	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ＫＤＤＩ	28,900	4,064.00	117,449,600	
	ソフトバンク	33,300	1,536.50	51,165,450	
	東宝	1,200	4,875.00	5,850,000	
	アイ・エス・ビー	2,600	1,176.00	3,057,600	
	アイネス	8,800	1,296.00	11,404,800	
	ＮＳＤ	1,700	2,355.00	4,003,500	
	ソフトバンクグループ	21,500	4,851.00	104,296,500	
	エレマテック	2,900	1,740.00	5,046,000	
	神戸物産	5,500	3,525.00	19,387,500	
	マクニカホールディングス	7,200	3,485.00	25,092,000	
	三菱食品	7,600	3,130.00	23,788,000	
	第一興商	1,700	4,115.00	6,995,500	
	ドウシシャ	4,600	1,879.00	8,643,400	
	日本ライフライン	3,600	922.00	3,319,200	
	伊藤忠商事	15,600	4,105.00	64,038,000	
	兼松	700	1,571.00	1,099,700	
	三井物産	900	3,712.00	3,340,800	
	住友商事	53,900	2,226.00	119,981,400	
	三菱商事	39,500	4,598.00	181,621,000	
	キヤノンマーケティングジャパン	11,600	3,060.00	35,496,000	
	新光商事	2,100	1,184.00	2,486,400	
	加賀電子	1,600	4,790.00	7,664,000	
	ヤマタネ	2,400	1,642.00	3,940,800	
	イエローハット	11,700	1,760.00	20,592,000	
	因幡電機産業	2,300	2,784.00	6,403,200	
	スズケン	4,000	3,260.00	13,040,000	
	ＭｏｎｏｔａＲＯ	27,300	1,636.00	44,662,800	
	Ｊ．フロント　リテイリング	79,600	1,218.00	96,952,800	
	三越伊勢丹ホールディングス	23,900	1,327.00	31,715,300	
	サイゼリヤ	5,000	3,220.00	16,100,000	
	青山商事	6,900	895.00	6,175,500	
	しまむら	1,900	13,250.00	25,175,000	
	高島屋	10,100	1,816.00	18,341,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	エイチ・ツー・オー　リテイリング	57,000	1,376.00	78,432,000	
	イズミ	1,200	3,020.00	3,624,000	
	ゼビオホールディングス	3,700	955.00	3,533,500	
	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	10,100	877.00	8,857,700	
	ゆうちょ銀行	11,500	1,149.00	13,213,500	
	三十三フィナンシャルグループ	2,300	1,544.00	3,551,200	
	あおぞら銀行	8,400	2,352.00	19,756,800	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	95,800	825.40	79,073,320	
	三井住友トラスト・ホールディングス	10,500	4,515.00	47,407,500	
	三井住友フィナンシャルグループ	2,900	5,170.00	14,993,000	
	岩手銀行	5,300	2,145.00	11,368,500	
	八十二銀行	85,900	548.00	47,073,200	
	京都銀行	5,200	6,040.00	31,408,000	
	名古屋銀行	2,000	3,105.00	6,210,000	
	ＳＢＩホールディングス	35,200	2,614.00	92,012,800	
	ＳＯＭＰＯホールディングス	10,100	5,280.00	53,328,000	
	東京センチュリー	7,200	4,340.00	31,248,000	
	オリエントコーポレーション	18,600	1,101.00	20,478,600	
	オリックス	57,800	2,108.50	121,871,300	
	三菱ＨＣキャピタル	141,500	676.00	95,654,000	
	イー・ギャランティ	1,200	2,160.00	2,592,000	
	いちご	44,500	265.00	11,792,500	
	プロパティエージェント	5,900	1,123.00	6,625,700	
	三井不動産	49,000	2,404.50	117,820,500	
	三菱地所	63,500	1,586.00	100,711,000	
	ＭＩＸＩ	3,100	2,643.00	8,193,300	
	エス・エム・エス	4,500	3,070.00	13,815,000	
	ツカダ・グローバルホールディング	9,500	406.00	3,857,000	
	ワールドホールディングス	400	2,430.00	972,000	
	オリエンタルランド	900	21,720.00	19,548,000	
	ラウンドワン	85,000	510.00	43,350,000	
	リクルートホールディングス	22,700	3,447.00	78,246,900	
	ベルシステム２４ホールディングス	8,600	1,401.00	12,048,600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	エイチ・アイ・エス	1,300	1,962.00	2,550,600	
	共立メンテナンス	600	5,060.00	3,036,000	
	東京都競馬	1,900	3,300.00	6,270,000	
	トランス・コスモス	15,100	3,055.00	46,130,500	
	ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	22,800	1,602.00	36,525,600	
	セコム	2,800	8,053.00	22,548,400	
合計				7,873,696,720	

（イ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2023年３月31日現在）

Ⅰ	資産総額	5,637,113,555円
Ⅱ	負債総額	14,991,556円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,622,121,999円
Ⅳ	発行済口数	5,282,202,335口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0644円

参考情報

＜日本株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド＞

（2023年３月31日現在）

Ⅰ	資産総額	8,584,846,524円
Ⅱ	負債総額	37,172,676円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,547,673,848円
Ⅳ	発行済口数	3,170,095,521口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6963円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ａ　受益権の名義書換

該当事項はありません。

ｂ　受益者に対する特典

該当事項はありません。

ｃ　受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

ｄ　その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

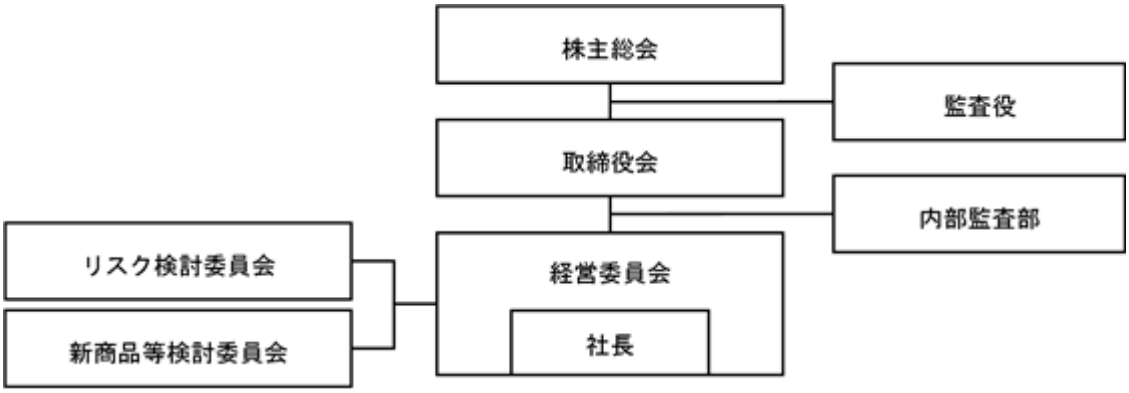

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2023年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	126	3,623,746,623,963
単位型株式投資信託	2	93,534,167,867
合計	128	3,717,280,791,830

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第28期事業年度（2022年１月１日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第27期 （2021年12月31日現在）		第28期 （2022年12月31日現在）	
資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			5,300,580		4,328,077
短期貸付金			19,685,566		19,619,343
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			293,390		405,004
未収委託者報酬			4,712,043		3,695,796
未収運用受託報酬			1,806,227		2,213,112
未収収益			76,694		109,058
その他流動資産			1,201		1,434
流動資産計			31,875,717		30,371,839
固定資産					
無形固定資産			232,062		283,171
ソフトウェア		232,062		283,171	
投資その他の資産			2,398,920		1,968,039
投資有価証券		102,402		―	
長期差入保証金		45,217		37,763	
繰延税金資産		1,875,085		1,492,540	
その他の投資等		376,214		437,734	
固定資産計			2,630,982		2,251,210
資産合計			34,506,699		32,623,050

期別		第27期 （2021年12月31日現在）		第28期 （2022年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			98,250		109,298
未払金			3,944,504		2,893,551
未払収益分配金		80		92	
未払手数料		2,082,740		1,645,125	
その他未払金		1,861,684		1,248,333	
未払費用	＊1		3,665,192		3,014,873
一年内返済予定の関係会社長期借入金			2,000,000		5,000,000
未払法人税等			1,851,474		569,429
未払消費税等			835,489		192,612
その他流動負債			206,851		204,543
流動負債計			12,601,763		11,984,309
固定負債					
関係会社長期借入金			5,000,000		―
退職給付引当金			453,175		569,904
長期未払費用	＊1		1,926,450		1,154,342
固定負債計			7,379,625		1,724,247
負債合計			19,981,389		13,708,556
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			13,644,338		18,034,494
その他利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
繰越利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
株主資本合計			14,524,338		18,914,494
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		972		―	
評価・換算差額等合計			972		―
純資産合計			14,525,310		18,914,494
負債・純資産合計			34,506,699		32,623,050

（２）【損益計算書】

期別				第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	
科目			注記番号	内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	千円	千円
		委託者報酬			36,507,456		34,894,167
		運用受託報酬	＊２		10,477,787		10,103,002
		その他営業収益	＊２		4,830,349		4,788,944
		営業収益計			51,815,594		49,786,114
		営業費用					
		支払手数料			17,117,709		16,464,977
		広告宣伝費			97,432		62,840
		調査費			14,970,069		14,690,960
		委託調査費	＊２	14,970,069		14,690,960	
		委託計算費			359,564		365,661
		営業雑経費			319,051		299,250
		通信費		26,474		27,906	
		印刷費		248,216		214,623	
		協会費		44,360		56,720	
		営業費用計			32,863,826		31,883,691
		一般管理費					
		給料			7,979,647		6,462,941
		役員報酬		217,075		212,048	
		給料・手当		3,516,747		3,440,410	
		賞与		1,947,536		1,235,240	
		株式従業員報酬	＊１	954,587		218,692	
		その他の報酬		1,343,699		1,356,549	
		交際費			31,673		46,002
		寄付金			89,689		38,520
		旅費交通費			51,224		128,734
		租税公課			172,609		148,134
		退職給付費用			225,127		246,591
		固定資産減価償却費			251,336		33,398
		事務委託費			2,809,506		3,373,227
		諸経費			911,677		1,024,519
		一般管理費計			12,522,492		11,502,070
	営業利益				6,429,274		6,400,352
	営業外損益の部	営業外収益					
		収益分配金			62,827		280
		受取利息			63,078		159,673
		投資有価証券売却益			144,479		―
		雑益			1,354		―
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		―		91,458
		営業外収益計			271,739		251,411
		営業外費用					
		支払利息	＊２		77,330		67,253
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		692,245		―
		為替差損			19,128		83,425
		投資有価証券売却損			―		5,383
		営業外費用計			788,703		156,062
	経常利益				5,912,310		6,495,701
税引前当期純利益					5,912,310		6,495,701
法人税、住民税及び事業税					2,522,432		1,722,571
法人税等調整額					△522,524		382,974
当期純利益					3,912,403		4,390,156

（３）【株主資本等変動計算書】

第27期（自2021年１月１日　至2021年12月31日）　（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2021年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,912,403	3,912,403	3,912,403			3,912,403
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△83,809	△83,809	△83,809
事業年度中の変動額合計	－	－	－	3,912,403	3,912,403	3,912,403	△83,809	△83,809	3,828,594
2021年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310

第28期（自2022年１月１日　至2022年12月31日）　（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
2022年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310
事業年度中の変動額									
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△972	△972	△972
事業年度中の変動額合計	－	－	－	4,390,156	4,390,156	4,390,156	△972	△972	4,389,184
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	－	－	18,914,494

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (3) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。
４．収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準等の適用	「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。 　また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては、記載しておりません。

未適用の会計基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）	(1) 概要 投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。 (2) 適用予定日 2023年12月期の期首より適用予定であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 当該適用指針の適用による影響は、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 （2021年12月31日現在）	第28期 （2022年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,521,506千円 固定負債 長期未払費用　1,834,697千円	＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,683,024千円 固定負債 長期未払費用　1,038,102千円

（損益計算書関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
＊１　株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１　株式従業員報酬 同左
＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　5,286,529千円 その他営業収益　4,541,068千円 営業費用 委託調査費　14,970,069千円 営業外費用 株式従業員報酬　692,245千円 支払利息　77,330千円	＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　5,516,066千円 その他営業収益　4,515,594千円 営業費用 委託調査費　14,690,960千円 営業外収益 株式従業員報酬　91,458千円 営業外費用 支払利息　67,253千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）
１．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。 (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制 金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。 信用リスク 当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。 また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。 市場リスク 当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。 流動性および資金調達リスク 当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,300,580	5,300,580	－
短期貸付金	19,685,566	19,685,566	－
未収委託者報酬	4,712,043	4,712,043	－
未収運用受託報酬	1,806,227	1,806,227	－
投資有価証券			
その他投資有価証券	102,402	102,402	－
未払手数料	2,082,740	2,082,740	－
その他未払金	1,861,684	1,861,684	－
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	－
関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	－

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。
一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,300,580	－	－	－	－	－
短期貸付金	19,685,566	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	4,712,043	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	1,806,227	－	－	－	－	－

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	－	－	－	－	－
関係会社長期借入金	－	5,000,000	－	－	－	－

（金融商品関係）

第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１．金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針 当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。 (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制 金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。 信用リスク 当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。 また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。 市場リスク 当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。 流動性および資金調達リスク 当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	－
負債計	5,000,000	5,000,000	－

（注１）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
（注２）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000	－	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	－	5,000,000	－	5,000,000
負債計	－	5,000,000	－	5,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
関係会社長期借入金
関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資証券	101,000	102,402	1,402

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
2,645,479	189,953	45,474

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
97,616	85	5,468

（デリバティブ取引関係）

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）	第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。
２．キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	２．キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
退職給付債務の期首残高　399,712千円 勤務費用　124,713 利息費用　1,585 数理計算上の差異の発生額　△4,396 退職給付の支払額　△60,833 過去勤務費用の発生額　78,267 退職給付債務の期末残高　539,048	退職給付債務の期首残高　539,048千円 勤務費用　135,012 利息費用　2,371 数理計算上の差異の発生額　36,748 退職給付の支払額　△41,086 過去勤務費用の発生額　― 退職給付債務の期末残高　672,094
(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務　539,048 未認識数理計算上の差異　△7,606 未認識過去勤務費用　△78,267 貸借対照表に計上された負債の額　453,175	積立型制度の退職給付債務　672,094 未認識数理計算上の差異　△39,575 未認識過去勤務費用　△62,613 貸借対照表に計上された負債の額　569,904
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用　124,713 利息費用　1,585 数理計算上の差異の費用処理額　5,657 過去勤務費用の費用処理額　― 確定給付制度に係る退職給付費用　131,956	勤務費用　135,012 利息費用　2,371 数理計算上の差異の費用処理額　4,778 過去勤務費用の費用処理額　15,653 確定給付制度に係る退職給付費用　157,816
(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率　0.44 %	割引率　1.09 %
３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、74,862千円であります。	３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、68,630千円であります。

（税効果会計関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用　745,684千円	未払費用　412,918千円
退職給付引当金　138,762	退職給付引当金　174,504
長期未払費用　302,871	長期未払費用　302,289
無形固定資産　207,399	無形固定資産　224,786
その他　480,797	その他　378,040
小計　1,875,515	小計　1,492,540
繰延税金資産合計　1,875,515	繰延税金資産合計　1,492,540
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△429	その他有価証券評価差額金　－
小計　△429	小計　－
繰延税金負債合計　△429	繰延税金負債合計　－
繰延税金資産純額　1,875,085	繰延税金資産純額　1,492,540
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.62 %	法定実効税率　30.62 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない項目　3.06 %	賞与等永久に損金に算入されない項目　1.76 %
その他　0.15 %	その他　0.03 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率　33.83 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率　32.41 %
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

（収益認識関係）

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	36,507,456	10,477,787	4,830,349	51,815,594

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
46,436,867	5,378,726	51,815,594

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
44,148,078	5,638,035	49,786,114

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	128百万ドル	投資顧問業	被所有 間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,541,068 5,286,529 14,970,069	未払費用	365,955
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	10,712百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助（注２） 費用の振替（注３） 株式報酬	営業外費用	769,575	未払費用 一年内返済予定の関係会社長期借入金 長期未払費用 関係会社長期借入金	1,155,551 2,000,000 1,834,697 5,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	63,078	短期貸付金 未収収益 未払費用	19,685,566 59,590 909,832
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	605,697

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（関連当事者情報）

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	129百万ドル	投資顧問業	被所有 間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,515,594 5,516,066 14,690,960	未払費用	694,963
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	10,712百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助（注２） 費用の振替（注３） 株式報酬	営業外収益 営業外費用	91,458 67,253	未払費用 一年内返済予定の関係会社長期借入金 長期未払費用	988,061 5,000,000 1,038,102

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	159,666	短期貸付金 未収収益 未払費用	19,619,343 108,479 159,641
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	590,016

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	
１株当たり純資産額	2,269,579円81銭	１株当たり純資産額	2,955,389円71銭
１株当たり当期純利益金額	611,313円01銭	１株当たり当期純利益金額	685,961円89銭
損益計算書上の当期純利益	3,912,403千円	損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,912,403千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	4,390,156千円
差額	―	差額	―
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。委託会社は、2023年７月１日にＮＮインベストメント・パートナーズ株式会社と合併する予定です。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2022年12月末日現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー （ＧＳＡＭニューヨーク）	129百万米ドル （17,118百万円。 １米ドル＝132.70円）	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2022年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末日現在)	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の受益証券の募集の取扱いを行っています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
損保ジャパンＤＣ証券株式会社（注）	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
第一生命保険株式会社（注）	60,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を中心としたサービスを提供しています。

（注）確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

２【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2022年12月20日	有価証券届出書
2022年12月20日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2023年３月３日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　渉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年５月17日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　涉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　郷　　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＧＳ日本株式インデックス・プラスの2022年９月21日から2023年３月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＧＳ日本株式インデックス・プラスの2023年３月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。